

山梨中央漁業協同組合

内共第 2 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条

この規則は、山梨中央漁業協同組合が免許を受けた、内共第 2 号第 5 種共同漁業権に係る漁場の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご（地方名、やまめ）、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい）の採捕（以下遊漁という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第 2 条

この漁場区域内でさお釣り、おきばりまたは投網の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第 4 条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第 3 条

山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第 20 条の規定による禁止期間を延長するときは、総会または総代会の議決を経て定め、組合の掲示板に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具、漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア、魚種	イ、漁具・漁法	ウ、区域	エ、期間
あゆ	さおづりのうちともづり	全域	解禁日の午前 4 時から 11 月 30 日まで
	さおづりのうちさくり、ころがし	全域	9 月 15 日から 11 月 30 日まで
あまご、いわな	さおづり	全域	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
にじます	さおづり	全域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
うぐい	さおづり	全域	1 月 1 日から 3 月 31 日まで 5 月 1 日から 12 月 31 日まで
うなぎ、ふな、おいかわ、こい	さおづり おきばり	全域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

繁殖保護、乱獲防止のため、あまご、いわなに限り 1 日 1 人 20 尾までとする（区域全域）。

繁殖保護・乱獲防止・危険防止のため、遊漁時間については、全魚種を日の出 1 時間前から日没 1 時間後とする（うなぎを除く）。

3 前項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄の区域内でウ欄に掲げる全長以下のものを、採捕してはならない。

ア、魚種	イ、区域	ウ、全長	備考
あまご、いわな	全域	15cm 以下	採捕禁止
うなぎ	全域	24cm 以下	採捕禁止

4 前 2 項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域については、イ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア、区域	イ、期間
甲府市小瀬町小瀬スポーツ公園内の蛭沢川	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
昇仙峡仙峨滝から石門までの間の荒川	
甲府市平瀬町 3,119 番地先万年橋 40m 平瀬取水口から万年橋下流 50m の堰堤までの間の荒川	
甲斐市上芦沢 1,294 の 1 上芦沢水道取り入れ（清川簡易水道事業施設）上流区域	

5 前項の定めにかかわらず、南アルプス市須沢字古宮 124 番地先標柱 1 号と同市須沢字むかい 63 番地乙地標柱 2 号を結ぶ直線から、同市須沢山梨県有林 60 林班に 4 小班地先標柱 3 号と同市須沢山梨県有林 64 班い 23 小班地先標柱 4 号を結ぶ直線までの区域の御庵沢川の「御庵沢溪谷溪流釣場」においては、別に定める特別遊漁料を納付しなければ遊漁してはならない。

第 4 条

第 2 条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で山梨中央漁業共同組合事務所（甲府市下飯田 2 丁目 8 番 34 号）または、別表に定める場所において納付するときの遊漁料（表中[前売り]という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中[定価]という。）は次表の通りとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料（消費税込）	
			前売り	定価
あゆ	さおづり	1 日	1,800 円	2,400 円
		1 年	7,000 円	
あまご、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい	おきばり	1 日	800 円	1,200 円
	さおづり	1 年	4,000 円	
全魚種	おきばり さおづり	1 年	10,000 円	

※ あゆ、あまご、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい。

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次表右欄の通りとする。

小学生以下	無 料
中学生	無 料
70 才以上	年券 3,000 円（消費税込）
肢体不自由者	無料（ただし 3 級以上）

3 前項の規定にかかわらず、陣馬橋市民いこいの釣場においては、70 才以上の老人は無料とする。

4 第 3 条第 5 項の特別遊漁料は次表の通りとする。

利用法	魚種	区分	特別遊漁料（消費税抜）
あまご及びいわなのさおづりのうち フライ及びルアー釣り	やまめ いわな	1 日 (8:00~17:00) (1 人 10 尾まで)	4, 5 0 0 円
		半日 (12:00~17:00) (1 人 5 尾まで)	3, 5 0 0 円
		イブニングライズ (17:00~19:00) (1 人 5 尾まで)	2, 5 0 0 円
にじますのさおづりのうち えさ釣り	にじます	1 日 (8:00~17:00) (1 人 10 尾まで)	3, 5 0 0 円
		半日 (12:00~17:00) (1 人 5 尾まで)	2, 5 0 0 円

5 次表のア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の 1 年あたりの遊漁料は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、エ欄の通りとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛匂 518-1 番地）または県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア、漁場区域	イ、魚種	ウ、漁具・漁法	エ、遊漁料（消費税込）
内共第 2 号の係る漁場（御庵沢溪谷溪流釣場を除く）	あゆ	さおづり	28,000 円
	あゆ以外の魚種	さおづり	25,000 円

※ あまご、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい。

(遊漁承認証に関する事項)

第5条

組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1－(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 県漁連第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別表様式1－(2)の共通遊漁承認証(以下「共通遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

4 遊漁承認証は当組管内で行うすべての釣大会において使用することはできない。

また大会においては、別に定める料金を収めなくてはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条

遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証または共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条

漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式2の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第8条

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じまたは、以後の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

付則(施行期日)

この規則は令和7年4月1日から施行する。

様式 1－(1)

遊漁承認証

表

裏

No.					
遊漁承認証					
下記の通り遊漁を承認します。					
記					
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 90%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(住所)</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>(氏名)</td> <td>(年齢)</td> </tr> </table>	(住所)		(氏名)	(年齢)
(住所)					
(氏名)	(年齢)				
承認期間 魚種 漁具・漁法					
印					

注意事項	
1	
	
2	
3	

様式 1－(2)

共通遊漁承認証

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏名</td> <td style="width: 50%;">住所</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">才</td> </tr> </table>	氏名	住所			才		県下共通遊漁承認証	No. _____	注意事項	5 遊 漁 料	4 遊 漁 区 域	3 漁 具 漁 法	2 魚 種	1 承 認 期 間
	氏名	住所												
才														
年度 魚種 写真	印													
山梨県漁業共同組合連合会														

様式 2 漁場監視員証

表

No.

漁場監視員証

下記のものは、当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

(住所)

(氏名)

(年齢)

有効期間

印

裏

漁場監視員講習会修了証

別表 第4条1項に定める前売り遊漁料の納付場

名前	住所	電話番号
上州屋	昭和町清水新居 1331-2	055-231-2556
キャスティング	昭和町西条 5191	055-268-5711
釣具の加賀美	甲府市太田町 9-4	055-233-5703
宮澤商店	甲府市寿町 6-15	055-222-6861
流しそうめん円右衛門	甲府市猪狩町 423	055-287-2120
大黒屋荒川ダム店	甲府市高町 454-3	055-287-2158
藤原庵	甲府市黒平 848	055-287-2553
千代晴食堂	甲府市平瀬町 1635	055-251-8056
ビックホーンオートキャンプ場	甲斐市上芦沢 1159	055-277-0080
芦川農産物直売所おごっそう家	笛吹市芦川町上芦川 679-1	055-298-2820
坂本屋	甲府市古関町 1065	0555-88-2215
たちばなやドライブイン	甲府市梯町 7	0555-88-2020
つりチケ	オンラインシステム	
フィッシュパス	オンラインシステム	

なお、この表に定めるもののほか「山梨中央漁業協同組合 釣り券販売所」の旗の立つ所も納付場所とする。

山梨中央漁業協同組合

内共第 2 号第 5 種 共同漁業権行使規則

第 1 条

この規則は山梨中央漁業協同組合の有する内共第 2 号第 5 種共同漁業権（以下「内共 2 号」という。）の管理及び行使に必要な事項を定めることを目的とする。

（漁業を営む権利を有する者の資格）

第 2 条

内共 2 号の内容たる、漁業を営む権利を有する者は組合員とする。

2 前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、その相続人（相続人が 2 人以上有る場合において、その協議により当該漁業を営むべき者を定めたときはその者）が組合員となったときは、その者は前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

（経営の委任の禁止等）

第 3 条

前条第 1 項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡もしくは貸付け又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

第 4 条

次表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間中でなければ営んではならない。

ただし、理事は総会または総代会の議決を経て、水産植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、区域又は区間を制限することができる。

このほか、漁業権の行使については、山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）を遵守しなければならない。

ア、漁業の名称	イ、漁業の方法	ウ、区域	エ、期間
あゆ漁業	さおづりのうちともづり	全域	解禁日の午前 4 時から 11 月 30 日まで
	さおづりのうちさくり、ころがし	全域	9 月 15 日から 11 月 30 日まで
あまご、にじます、いわな漁業	さおづり	全域	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
うぐい漁業	さおづり	全域	1 月 1 日から 3 月 31 日まで 5 月 1 日から 12 月 31 日まで
うなぎ、おいかわ、ふな、こい漁業	さおづり おきばり	全域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

※あまご（地方名。やまめ）

追則 繁殖保護、乱獲防止のため、あまご、いわなに限り 1 日 1 人 20 尾までとする。

（区域全域）

繁殖保護・乱獲防止・危険防止のため、遊漁時間については、全魚種を日の出 1 時間前から日没 1 時間後とする（うなぎを除く）。

第 4 条の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域については、イ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア、区域	イ、期間
甲府市小瀬町小瀬スポーツ公園内の蛭沢川	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
昇仙峡仙峨滝から石門までの間の荒川	
甲府市平瀬町 3,119 番地先万年橋上流 40m の平瀬取水口から万年橋下流 50m 堰堤までの間の荒川	
甲斐市上芦沢 1,294 の 1 上芦沢水道取り入れ（清川簡易水道事業施設）上流区域	

（漁業管理者の負担）

第 5 条

内共 2 号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共 2 号の維持管理費に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業の名称	単 位	行使料の額
あゆ漁業	年 間	7, 0 0 0 円
雑 魚	年 間	1, 3 0 0 円

3 前項の定めにかかわらず、南アルプス市須沢字古宮 124 番地先標柱 1 号と同市須沢字むかい 63 番地乙地標柱 2 号を結ぶ直線から、同市須沢山梨県有林 60 林班に 4 小班地先標柱 3 号と同市須沢山梨県有林 64 班い 23 小班地先標柱 4 号を結ぶ直線までの区域の御庵沢川の「御庵沢溪谷溪流釣場」においては、別に定める特別遊漁料を納付しなければ遊漁してはならない。

利用法	魚種	区分	特別遊漁料（消費税抜）
あまご及びいわなのさおづりのうち フライ及びルアーづり	やまめ いわな	1 日 (8 : 00 ~ 17 : 00) (1 人 10 尾まで)	4, 5 0 0 円
		半日 (12 : 00 ~ 17 : 00) (1 人 5 尾まで)	3, 5 0 0 円

		イブニングライズ (17:00～19:00) (1人5尾まで)	2,500円
にじますのさおづりのうち えさづり	にじます	1日 (8:00～17:00) (1人10尾まで)	3,500円
		半日 (12:00～17:00) (1人5尾まで)	2,500円

4 行使料の額、徴収時期及び方法は、第4条に定める漁業の方法ごとに総会又は総代会で定める。

5 組合員証は当組合管内で行うすべての釣大会において使用することはできない。また、大会においては、別に定める料金を納めなくてはならない。

(違反者に対する措置)

第6条

内共2号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分またはこの規則に違反したときは、理事は当該者に対して当該漁業を停止させることができる。

2 内共2号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は当該者に対して過怠金を課すことができる。

(雑則)

第7条

この規則で定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

付則（施行期日）

この規則は令和6年1月1日から施行する。

この規則は令和6年4月1日から施行する。